

## 競争契約入札心得

(趣旨)

第1条 この心得は、丸山製茶(株)が行う競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)が守らなければならない事項を定めるものとする。

(入札の基本的事項)

第2条 入札参加者は、仕様書、設計書、図面及び見本その他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書、設計書、図面及び見本等について疑義があるときは、説明を求めることができる。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定められなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札)

第4条 入札書は、競争入札の公告に示した日時及び場所において、提出しなければならない。

2 入札参加者は、代理人に入札させるときは、委任状を持参させなければならない。

3 第1項の規定については、郵送を認めない。

(入札の辞退)

第5条 入札を辞退する場合は、入札辞退届を書類提出期限までに提出する。

(入札書の書換等の禁止)

第6条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中止等)

第7条 入札参加者が談合し、又は不穏な行動をなす等、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 開札前において、天災、地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(開札)

第8条 開札は、入札終了後、直ちに当該入札場所において行う。

(入札の無効)

第9条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 委任状を持参しない代理人のした入札

(3) 所定の日時、場所に提出しない入札

(4) 記名押印を欠く入札。代理人の行った入札の場合は代理人の記名押印を欠く入札。

(5) 入札金額を訂正した入札

(6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(7) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者の入札

(8) 同一事項の入札について、2以上を入札した者の入札

(9) 同一事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札

(10) 同一事項の入札について、2人以上の代理人をした者の入札

(11) 入札時間に遅れてきたとき。

(12) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

(落札者の決定)

第10条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札)

第11条 開札した場合において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 第9条第1号から第3号及び第7号から第10号までの規定に基づき無効とされた入札をした者は、再度入札に参加させることができない。

3 再度入札において入札参加を辞退しようとする者は、入札書に「辞退」の記入をし、入札時に入札箱へ投函すること。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第12条 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者に、くじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない者にくじを引かせる。

(入札結果の通知)

第13条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名又は名称及び金額を、落札者がないときはその旨を入札者に直ちに口頭で知らせる。

(契約の締結)

第14条 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内に、契約書を作成して契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者がやむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することができる。

2 落札者が、前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は、効力を失なう。

(契約の確定)

第15条 契約書を作成する契約にあつては、契約当事者双方が記名押印したときに確定する。

(異議の申立)

第16条 入札した者は、入札後、この心得、仕様書、設計書、図面、見本及び契約書式についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

附 則 この心得は、令和7年9月2日から施行する。